

退職・普通徴収～異動者本人が自分で納付をする場合～

記入例

氏名・生年月日・住所については本人に確認のうえ、正確な情報を記載してください。個人番号（マイナンバー）も記載してください。

「特別徴収義務者指定番号」とは、通知書の宛名の下のカッコ書きの数字です。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										年度	1	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
志摩市長 令和5年10月1日提出		所在地	〒517-0592 志摩市阿児町糠方3098番地22										特別徴収義務者指定番号	77777777							
フリガナ		フリガナ	カブシキガイシャ シマシ										宛名番号								
氏名又は名称		氏名又は名称	株式会社 志摩市										担連	所属	総務 経理係						
個人番号(マイナンバー)又は法人番号		個人番号(マイナンバー)又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名	大志摩 一郎				
フリガナ		フリガナ	シマ タロウ										法人番号(個人番号)を記載してください。個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。	599-44-0211 内線(21)							
氏名		氏名	志摩 太郎										異動年月日	R 5 年 1 月 9 日 30 日							
生年月日		生年月日	元号	3	1	明治	2	大正	3	昭和	4	平成	55	年	11	月	22	日	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	
個人番号(マイナンバー)		個人番号(マイナンバー)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	異動後の未徴収税額の徴収方法	3 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入					
受給者番号		受給者番号											異動後の住所	同上							
1月1日現在の住所		1月1日現在の住所	志摩市浜島町浜島1787番地101										特別徴収税額(年税額)	194,800 円							
異動後の住所		異動後の住所	同上										徴収済額(納付済額)	65,200 円							
													未徴収税額(ア)-(イ)	129,600 円							

三重県内全市町共通様式

☆9月末で退職した給与所得者の徴収方法を10月分から普通徴収に変更する場合の記入例

(ア)特別徴収税額(年税額) 194,800円(6月分から翌年5月分) ←特別徴収税額通知書に記載の額
 (イ)徴収済額 65,200円(6月分から9月分) ←実際に本人から徴収した合計額
 (ウ)未徴収税額 129,600円(10月分から翌年5月分) ←普通徴収分(本人が納める金額)

該当する異動の事由を必ず記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で【3 普通徴収】を選択した場合、理由を記載してください。

※1月1日から4月30日までの退職者等について(一括徴収のお願い)

1月1日から4月30日までの退職者等については、本人からの申し出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務付けられています。1月1日から4月30日までの退職者等で、未徴収税額を超える給与支払額がある場合は、普通徴収を選択せず、一括徴収のうえ納入していただくようお願いいたします。

※「退職・一括徴収」の記入例をご覧ください。

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合は、記入してください。)

② 普通徴収(一括徴収)の場合(給与所得者が、10月31日までに、一括徴収の申出があったため11月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため10月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合は、本人からの申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。)

③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。